

アウトリーチヘッドクォーター運営規則

制 定 令和7年3月25日 核研規則第4号

(設置)

第1条 フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和5年4月14日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、核融合エネルギーの社会実装に向けて、国民との対話を通じた国民の社会的合意を形成する活動を行うため、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）にアウトリーチヘッドクォーター（以下「ヘッドクォーター」という。）を置く。

(任務)

第2条 ヘッドクォーターは、アウトリーチに関する活動を立案し、機動的に推進する。なお、ヘッドクォーターにおける検討状況は、適宜科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会及び原型炉開発総合戦略タスクフォースへ報告し、助言等を求めるものとする。

(組織)

第3条 ヘッドクォーターは、次に掲げる機関等から10名程度を選出して組織し、所長が委嘱する。

- (1) 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会及び原型炉開発総合戦略タスクフォース
 - (2) 文部科学省研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）付その他関係部局
 - (3) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - (4) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所
 - (5) 国立大学法人大阪大学レーザー科学研究所
 - (6) 一般社団法人フュージョンエネルギー産業協議会
 - (7) その他研究所外の有識者
- 2 前項に定めるもののほか、文部科学省科学官及び学術調査官をオブザーバーとしてヘッドクォーターに参加させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じたときは、必要に応じて補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(主査)

第5条 ヘッドクォーターに主査を置き、委員の互選により選任する。

- 2 主査は、ヘッドクォーターを主宰する。
- 3 主査に事故があるときは、あらかじめ主査が指名する委員がその職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第6条 ヘッドクォーターは、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 ヘッドクォーターは、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 ヘッドクォーターは、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第9条 ヘッドクォーターの庶務は、研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）付の協力を得て、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、ヘッドクォーターに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 この規則の施行に伴い、核融合科学研究所運営会議人材育成・アウトリーチ委員会規則（令和6年核研規則第1号）は、廃止する。